

看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取組事項

当院では、安心・安全な医療の提供と、看護職員が健康で働き続けられる環境づくりを目指し、厚生労働大臣が定める施設基準に基づき、負担軽減及び処遇改善に向けた以下の取り組みを計画的に実施しています。

1. 業務分担及び他職種との連携

- 看護補助者の配置と周辺業務の移管
 - 食事・排泄・入浴の介助、ベッドメイキング、病室の環境整備等の周辺業務を看護補助者へ分担し、看護職員が専門業務に専念できる体制を整えています。
- 薬剤師による病棟業務の拡充
 - 持参薬の確認、配薬準備、注射薬の調剤等の業務を薬剤師が担当し、病棟での薬剤管理業務を軽減しています。
- 医師事務作業補助者・クラークの配置
 - 診断書や各種書類の作成補助、データ入力、電話応対等の事務作業を委譲し、病棟における書類業務を削減しています。

2. 勤務環境の改善および多様な働き方の推進

- 夜勤負担の軽減
 - 月当たりの夜勤回数の制限、夜勤明け翌日の公休確保、夜勤時間帯の複数名体制の徹底を図っており、看護補助者が毎日夜勤に入れる体制の整備を進めております。
- 柔軟な勤務形態の整備
 - 短時間正職員制度を導入し、妊娠・育児・介護等のライフステージに応じた夜勤免除や日勤固定勤務を認めています。
- 有給休暇の取得促進
 - 各部署において計画的な年次有給休暇の取得を奨励し、ワークライフバランスを推進しています。
- ICTを活用した業務の効率化
 - [電子カルテ・スマートフォン・見守りセンサー]等を導入し、情報共有の迅速化と巡回・見守り業務の負担を軽減しています。

3. 看護職員の処遇改善及びキャリア支援

- 処遇への適切な反映
 - 看護職員処遇改善評価料の算定に伴い、手当の支給や基本給への組み入れを行い、適切な処遇改善を実施しています。
- 教育・キャリアアップ支援
 - 院内・院外研修への参加を勤務時間内として扱い、認定看護師や特定行為研修等の資格取得にかかる費用や勤務面でのサポートを行っています。